

平成24年1月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

「契約社員の契約を何回も更新している」
 「パートさんが正社員と同じ仕事をしている」
 「契約更新を当然に期待されているようだ…」
 「業績の変動が大きいので正職員を減らしたい」
 「非正規職員を対象とした就業規則はない」
 「労務のことは、あまり詳しくない」

……あてはまることはありませんか？

ミニ・セミナーのご案内

“事例で学ぶ！ 雇い止め”

～非正規職員との契約を更新しない場合の注意点～

拝啓 新春の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、事業者の皆様（代表者、労務担当者など）や労働相談を受ける立場の皆様（労働組合や社会保険労務士など）が主な対象です。契約社員やパート従業員等の非正規職員については、契約期間満了時に更新を繰り返すなどすると、期間満了による雇用終了（雇い止め）が認められなくなる場合があります。このような雇い止めに関連するトラブルを防ぐために必要な知識を、具体的な事例をもとに、労働法に詳しい五十嵐弁護士がわかりやすく解説します。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて2/17（金）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 **五十嵐 亮**（当事務所 長岡事務所所属）

〈日時〉 平成24年2月21日（火） 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービル8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み）＊当日、会場にて申し受けます。

＊特典1：お二人目からは1,000円 ＊特典2：無料相談券をプレゼント中。

～ お知らせ ～ 次回のミニ・セミナーは、3月19日（月）午後3時を予定しています。

「【事業者向け】弁護士事務所の使い方（仮）」講師：弁護士 大橋 良二

FAX (025) 280-1552 【事例で学ぶ！雇い止め セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]